く対策のポイント>

山村の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援します。

<政策目標>

農村部の人口減の抑制(2,151万人を下回らない[平成37年度])

く事業の内容>

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費 の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化 を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域 ぐるみで活用するためのソフト活動(組織・体制づくり、人材育成、付加 価値向上等を図る取組の試行実践等)を支援します。

- 交付率:定額(1地区当たり上限1,000万円)
- 事業実施主体:市町村等 ○ 実施期間:上限3年
- 対象地域:山村振興法に基づき指定された振興山村

※山村振興計画が策定されていること

2. 商談会開催事業

バイヤーとの商談会を開催し、販路開拓を支援します。

商談会会場での売り込みに加え、WEB上での商談機能を強化。(拡充)

- 交付率:定額
- 事業実施主体:民間企業等
- 実施期間:1年

<事業の流れ>

○1の事業を実施する場合



市町村、地域協議会

○2の事業を実施する場合

民間企業等

く事業イメージ>

(1) 地域資源の賦存状況・利用形態等の調査

資源量調査、文献調査、聞き取り調査 地域資源の管理・保全形態等調査 等

活



(2) 地域資源を地域ぐるみで活用するための 合意形成、組織づくり、人材育成

住民意向調査、体制づくりのための地域住民による ワークショップ開催



合意形成・計画づくり

資源活用の推進体制・組織の整備、実施計画づくり 技術研修会等の開催 等

(3) 特色ある地域資源の域内での消費拡大や域外への 販売促進、付加価値向上等を図る取組の試行実践

マーケティング調査、地場農林水産物を使った地域産品づくり 既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり 商品パッケージ等のデザイン検討 等



地域産品の加工及び商品化

商談会開催事業

山村地域の参加者とバイヤー等との商談会の開催・運営 商談会開催後のフォローアップ 等 WEB上での商談機能を強化(拡充)

農林水産業を核とした山村の所得・雇用の増大

「お問い合わせ先」 農村振興局地域振興課(03-6744-2498)

に向けた取組の推進